

●香川県告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年3月18日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町陶字道南	綾歌郡綾川町陶字道端3757の1の一部、3758の1の一部、3763の一部、3764の一部、3765の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに3723の1、3725の2の地先の道路である町有地の全部 綾歌郡綾川町畑田実光1280の3の一部、1281の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町陶字道端	綾歌郡綾川町陶字道南3627の1の一部及び3627の1の一部に隣接する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町畑田字実光	綾歌郡綾川町陶字道南3656の2の全部、3658の2の全部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに3655の1に隣接する道路である町有地の全部、畑田字実光1280の3に隣接する陶字道南の水路である町有地の全部